

平成24事業年度

財務諸表

第10期(平成24年4月1日から平成25年3月31日)

独立行政法人平和祈念事業特別基金

目 次

I	貸借対照表	1
II	損益計算書	3
III	キャッシュ・フロー計算書	5
IV	損失の処理に関する書類	6
V	行政サービス実施コスト計算書	7
VI	注記事項	8
VII	附属明細書	10
1	固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細	11
2	退職給付引当金の明細	12
3	法令に基づく引当金等の明細	12
4	資本金の明細	13
5	積立金の明細	13
6	運営費交付金債務及び当期振替額等の明細	14
7	役員及び職員の給与の明細	15
8	開示すべきセグメント情報	16
9	関連公益法人の概況	17
10	上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	17

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額		
資産の部			
I 流動資産			
現金及び預金		528,457,513	
未収金		252,000	
流動資産 合計			528,709,513
II 固定資産			
1 有形固定資産			
建物及び附属設備	9,697,012		
減価償却累計額	△ 4,711,453	4,985,559	
有形固定資産 合計		4,985,559	
2 無形固定資産			
電話加入権		221,000	
無形固定資産 合計		221,000	
固定資産 合計			5,206,559
資産 合計			533,916,072
負債の部			
I 流動負債			
未払金		5,420,573	
未払費用		8,789,649	
預り金		1,615,222	
流動負債 合計			15,825,444

(単位:円)

科 目	金 額		
II 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金		4,985,559	
引当金			
退職給付引当金		3,650,010	
固定負債 合計			8,635,569
負債合計			24,461,013
純資産の部			
I 資本金			
政府出資金			100,000,000
II 利益剰余金			
積立金		437,534,761	
当期末処理損失		28,079,702	
(うち当期総損失)		(28,079,702)	
利益剰余金合計			409,455,059
純資産合計			509,455,059
負債 純資産 合計			533,916,072

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額		
経常費用			
慰藉事業費			
役員報酬	28,149,792		
給与、賞与及び諸手当	73,914,891		
法定福利費・福利厚生費	15,116,876		
退職給付費用	2,456,633		
その他の人件費	35,338,386		
賃借料	16,529,679		
光熱水料	2,664,496		
消耗品費	2,174,682		
保守・修繕費	11,166,652		
印刷製本費	538,295		
通信運搬費	9,017,936		
業務外注費	17,632,552		
業務委託費	823,000		
旅費	591,095		
謝金	5,266,850		
減価償却費	2,900,988		
その他業務費	854,536		
特別給付金	467,000,000	692,137,339	
経常費用合計			692,137,339

(単位:円)

科 目	金 額	
経常収益		
運営費交付金収益	228,532,797	
運用収入		
受取利息	95,232	
有価証券利息	907,188	
有価証券売却益	1,949,192	
資産見返運営費交付金戻入	3,826,889	
資産見返補助金戻入	86,737	
財務収益		
受取利息	43,035	
特別受取利息	399,012	
有価証券利息	729,327	
特別有価証券利息	75,604,771	
特別有価証券売却益	405,642,197	
経常収益合計		717,816,377
經常利益		25,679,038
臨時損失		
国庫納付金	4,450,000,000	
固定資産除却損	2,244,462	4,452,244,462
臨時利益		
特別準備金戻入益	207,850,444	
特別給付金支給事業終了に伴う戻入益	3,961,080,054	4,168,930,498
当期純損失		257,634,926
前中期目標期間繰越積立金取崩額		229,555,224
当期総損失		28,079,702

キャッシュ・フロー計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:円)

項 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 117,386,090
業務支出	△ 591,839,107
その他の支出	△ 2,370,089
運用収入	1,476,190
その他の収入	1,815,222
小 計	△ 708,303,874
利息の受取額	81,058,931
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 627,244,943
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 1,470,000,000
有価証券の償還による収入	1,470,000,000
有価証券の売却による収入	4,003,300,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,003,300,000
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 4,450,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,450,000,000
IV 資金増加額(又は減少額)	△ 1,073,944,943
V 資金期首残高	1,602,402,456
VI 資金期末残高	528,457,513

損失の処理に関する書類(案)

(単位:円)

項 目	金 額	
I 当期未処理損失 当期総損失	28,079,702	28,079,702
II 損失処理額 積立金取崩額	△ 28,079,702	△ 28,079,702

行政サービス実施コスト計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:円)

項 目	金 額		
I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
慰藉事業費	692,137,339		
国庫納付金	4,450,000,000		
固定資産除却損	2,244,462		
		5,144,381,801	
(2) (控除)自己収入等			
運用収入	△ 2,951,612		
財務収益	△ 482,418,342	△ 485,369,954	
業務費用合計			4,659,011,847
II 引当外賞与見積額			△ 3,310,308
III 引当外退職給付増加見積額			6,043,050
IV 機会費用			
政府出資等の機会費用			560,000
V (控除)法人税等及び国庫納付額			△ 4,450,000,000
VI 行政サービス実施コスト			212,304,589

注 記 事 項

I. 重要な会計方針

1. 運営費交付金収益の計上基準

独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)の慰藉事業の一部の経費については、業務達成基準を採用しております。また、上記以外の経費については、期間進行または費用進行基準を採用しております。

一般管理費及び事業費共通経費に含まれる人件費等、一部の経費については費用進行基準を採用しておりますが、これらの費用は事業成果とは直接関連せず、達成度を測ることが困難であり、年度計画等においても、個別の業務ごとの予算管理がなされていないことから、費用進行基準を採用する必要があります。

なお、当事業年度において、運営費交付金対象経費はありません。

2. 減価償却の会計処理方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物及び附属設備 10～15年

工具器具備品 5～8年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、基金内利用のソフトウェアについては、基金内における利用可能期間(主として5年)に基づいております。

3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職一時金の期末要支給額を計上しております。

4. 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

特別準備金

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成18年法律第119号)第2条及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令(平成15年総務省令第114号)第20条の規定に基づき、中期目標において特別給付金支給事業に要する費用として見積もられた金額20,000,000,000円から100,000,000円を除いた19,900,000,000円を平成22年度において特別準備金として計上し、同額の政府出資金を減少しております。

また、平成22年9月29日まで行ってきた特別記念事業に係る「特別記念事業準備金」の残額3,174,173,833円は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令附則第2項の規定により、特別準備金にその全額が振り替えられております。

当該準備金は、特別給付金支給事業の事業費額に、当該事業にかかる財務費用及び収益を加減した金額を取崩すこととしており、当事業年度においては、207,850,444円を当該事業の費用に充てるため取崩し、残額については特別給付金支給事業終了に伴い、「特別給付金支給事業終了に伴う戻入益」(臨時利益)に振り替えております。

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

7. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

基金の資金運用については、独立行政法人通則法第47条及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第15条の規定に基づき安全・確実を旨としておりますが、当事業年度末には解散するにあたり、銀行預金のみを保有しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	528	528	—

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

8. 不要財産に係る国庫納付等に係る注記

(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価格等の概要

資産の種類	帳簿価格
現金及び預金	4,450,000,000 円

(2) 不要財産となった理由

運営費交付金を原資として行っていた業務については、平成 22 年9月末をもって終了しましたが、今後、それらの業務の附帯業務が新たに発生する見込みが無くなったことから、運営費交付金を原資とした資金が不要となりました。

また、特別準備金の請求受付終了に伴い、解散までに要する費用の見込みがたったため、特別準備金を原資とした資金のうち平成 24 年度で執行しないと見込まれる資金が不要となりました。

(3) 国庫納付等の方法

納入告知書により納付しました。

(4) 譲渡収入による現金納付を行った資産等

該当ありません。

(5) 国庫納付等の額

4,450,000,000 円

(6) 国庫納付等が行われた年月日

平成 25 年2月8日

(7) 減資額

該当ありません。

II. 貸借対照表

引当外賞与見積額は、7,783,810 円であります。

III. キャッシュ・フロー計算書

資金期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金の期末残高	528,457,513 円
資金期末残高	<u>528,457,513 円</u>

IV. 行政サービス実施コスト計算書

1. 引当外賞与見積額

引当外賞与見積額は、平成 23 年 12 月2日から平成 24 年3月 31 日までの期間に要する賞与見積額と、平成 24 年 12 月2日から平成 25 年3月 31 日までの期間に要する賞与見積額との差額を計上しております。

2. 引当外退職給付増加見積額

引当外退職給付増加見積額は、国からの出向職員に係るものであります。

3. 政府出資等の機会費用

政府出資等の機会費用は、平成 25 年3月末の 10 年利付国債利回り(0.560%)により算出しております。

V. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

1. 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成 18 年法律第 119 号)附則第2条第1項の規定により、基金は、平成 25 年4月1日に解散いたしました。同条第2項の規定により、財務諸表等は継続企業を前提として作成されており、解散することによる影響を財務諸表等には反映しておりません。
2. 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第2条の2第1項の規定により、平成 22 年9月 30 日において、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第 13 条第1項第1号から3号まで及び第5号に掲げる業務(これに付帯する業務を含む)並びに同条第2項に規定する業務は行わないこととなりました。
3. 当事業年度末において 28,079,702 円の当期総損失が発生しておりますが、これは国庫納付金の中に、既に収益化された運営費交付金等を原資とするものがあるために発生したものです。なお、当事業年度末において 409,455,059 円の利益剰余金があり、当期総損失が重大な影響を及ぼすことはありません。

VI. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VII. 重要な後発事象

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

1	固定資産の取得、処分、減価償却費（「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）及び減損損失累計額の明細	11
2	退職給付引当金の明細	12
3	法令に基づく引当金等の明細	
	特別準備金	12
4	資本金の明細	13
5	積立金の明細	13
6	運営費交付金債務及び当期振替額等の明細	
	(1) 運営費交付金債務の増減の明細	14
	(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細	14
	(3) 運営費交付金債務残高の明細	14
7	役員及び職員の給与の明細	15
8	開示すべきセグメント情報	16
9	関連公益法人の概況	17
10	上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	17

1. 固定資産の取得、処分、減価償却費（「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）及び減損損失累計額の明細

(単位:円)

資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失 累計額	差引当期 末残高	摘要
						当期償却額			
有形固定資産 (償却費損益内)	建物及び附属設備	9,697,012	0	9,697,012	4,711,453	820,191	0	4,985,559	
	工具器具備品	40,820,977	0	40,820,977	0	472,407	0	0	※1
	計	50,517,989	0	40,820,977	9,697,012	4,711,453	1,292,598	0	4,985,559
有形固定資産 合計	建物及び附属設備	9,697,012	0	9,697,012	4,711,453	820,191	0	4,985,559	
	工具器具備品	40,820,977	0	40,820,977	0	472,407	0	0	
	計	50,517,989	0	40,820,977	9,697,012	4,711,453	1,292,598	0	4,985,559
無形固定資産 (償却費損益内)	ソフトウェア	105,753,601	0	105,753,601	0	1,608,390	0	0	※1
	計	105,753,601	0	105,753,601	0	1,608,390	0	0	
非償却資産	電話加入権	221,000	0	221,000			0	221,000	
	計	221,000	0	221,000			0	221,000	
無形固定資産 合計	電話加入権	221,000	0	221,000			0	221,000	
	ソフトウェア	105,753,601	0	105,753,601	0	1,608,390	0	0	
	計	105,974,601	0	105,753,601	221,000	1,608,390	0	221,000	
投資その他の 資産	投資有価証券	4,059,158,300	0	4,059,158,300			0	0	※2
	計	4,059,158,300	0	4,059,158,300			0	0	

※1 当期減少額は、基金解散に伴う廃棄等のため、除却したことによるものです。

※2 当期減少額は、解散に備えるため売却したことによるものです。

2. 退職給付引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	6,191,114	2,456,633	4,997,737	3,650,010	
退職一時金に係る債務	6,191,114	2,456,633	4,997,737	3,650,010	
退職給付引当金	6,191,114	2,456,633	4,997,737	3,650,010	

3. 法令に基づく引当金等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
特別準備金	4,168,930,498	0	4,168,930,498	0	(注)
計	4,168,930,498	0	4,168,930,498	0	

(注) 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成18年法律第119号)第2条及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令(平成15年総務省令第114号)第20条の規定に基づき、中期目標において特別給付金支給事業に要する費用の目途とされ、理事長が必要額として決定した金額19,900,000,000円を、平成22事業年度において特別準備金として計上し、同額の資本金を減少したものであります。

併せて、特別記念事業準備金の残額 3,174,173,833円を、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令附則第2項の規定により、その全額を特別準備金に振り替えております。

当該準備金は、特別給付金支給事業の事業費額に、当該事業にかかる財務費用及び収益を加減した金額を取崩すこととしており、当事業年度においては、207,850,444円を当該事業の費用に充てるため取崩し、残額については特別給付金支給事業の終了に伴い、「特別準備金支給事業終了に伴う戻入益」(臨時利益)に振り替えております。

4. 資本金の明細

(単位:円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	政府出資金	100,000,000	0	0	100,000,000	
	計	100,000,000	0	0	100,000,000	

5. 積立金の明細

(単位:円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
前中期目標期間 繰越積立金		229,555,224	0	229,555,224	0	(注1)
積立金		434,435,964	3,098,797	0	437,534,761	(注2)
計		663,991,188	3,098,797	229,555,224	437,534,761	

(注1) 平成24年12月20日に総務大臣に申請した不要財産の国庫納付等による減少であります。

(注2) 平成23年度利益処分による増加であります。

6. 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

(1) 運営費交付金債務の増減の明細

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付 金収入	資産見返 運営費交付金	資本剰余金	小計	
平成20年度	7,205,696	0	7,205,696	0	0	7,205,696	0
平成21年度	145,268,909	0	145,268,909	0	0	145,268,909	0
平成22年度	76,058,192	0	76,058,192	0	0	76,058,192	0
平成23年度	0	0	0	0	0	0	0
平成24年度	0	0	0	0	0	0	0
合計	228,532,797	0	228,532,797	0	0	228,532,797	0

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

中期目標期間の最終年度であることから、独立行政法人会計基準第81第3項の規定に基づき、平成20年度以降交付分の運営費交付金債務残高の全額を収益化しております。

(3) 運営費交付金債務残高の明細

全額を運営費交付金収益に振替えており、運営費交付金債務残高はありません。

7. 役員及び職員の給与の明細

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
	千円	人	千円	人
役員	(1,016)	(2)	(-)	(-)
	27,134	2	-	-
職員	(25,253)	(7)	(-)	(-)
	73,915	10	4,998	3
合計	(26,269)	(9)	(-)	(-)
	101,049	12	4,998	3

- (注) 1. 役員に対する報酬及び職員に対する給与につきましては、役員報酬規程及び職員給与規程によっております。
2. 職員に対する退職手当につきましては、職員退職手当規程によっております。
3. 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。
4. 上段()書は、非常勤の役員及び職員(短期非常勤職員を除く。)で外数であります。

8. 開示すべきセグメント情報

(単位:円)

	特別給付金支給事業	法人共通	合計
I 事業費用			
1 慰藉事業費	689,496,424	2,640,915	692,137,339
計	689,496,424	2,640,915	692,137,339
II 事業収益			
1 運営費交付金収益	0	228,532,797	228,532,797
2 運用収入	0	2,951,612	2,951,612
3 資産見返負債戻入	0	3,913,626	3,913,626
4 財務収益	481,645,980	772,362	482,418,342
5 特別準備金戻入益	207,850,444	0	207,850,444
計	689,496,424	236,170,397	925,666,821
III 事業損益(△損失)	0	233,529,482	233,529,482
IV 総資産	423,076,049	110,840,023	533,916,072

(注)

- 平成23年度より、特別給付金支給事業のみを実施しております。
- 事業の内容
特別給付金支給事業は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため、特別給付金を支給するための事業です。
- 平成22年9月以前に運営費交付金、補助金、自己財源で購入した固定資産に係る減価償却費及びこれらに対応する資産見返負債戻入並びに出資金及び運営費交付金の運用益は法人共通に計上しております。
- 総資産のうち、出資金及び運営費交付金に対応するもの及び平成22年9月以前に運営費交付金、補助金、自己財源で購入した固定資産は法人共通の欄に記載しており、その主なものは現金及び預金105,633,464円です。
- 総資産のうち、特別給付金支給事業で計上している主なものは現金及び預金 422,824,049円です。
- 引当外賞与見積額及び引当外退職給付増加見積額はすべて特別給付金支給事業に係るものであり、それぞれ△3,310,308円、6,043,050円です。
- 事業収益には臨時利益である特別準備戻入益207,850,444円を含めて表示しており、損益計算書の経常利益25,679,038円とは一致していません。

9. 関連公益法人の概況

該当事項はありません。

10. 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

該当事項はありません。

平成24事業年度

事業報告書
決算報告書

(添付資料)

独立監査人の監査報告書

第10期(平成24年4月1日から平成25年3月31日)

独立行政法人平和祈念事業特別基金

目 次

1	平成24事業年度事業報告書	1
	1. 国民の皆様へ	2
	2. 基本情報	3
	3. 簡潔に要約された財務諸表	6
	4. 財務情報	8
	5. 事業の説明	13
2	平成24事業年度決算報告書	15
	(添付資料)	
3	独立監査人の監査報告書	16

平成24事業年度

事業報告書

第10期(平成24年4月1日から平成25年3月31日)

独立行政法人平和祈念事業特別基金

I 国民の皆様へ

国民の皆様には、日頃から独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の事業についてご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）の事業についてご報告申し上げます。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の規定に基づき、基金の平成 24 年度の業務運営に関する計画を策定し、事業を推進いたしました。事業成果の概略は次頁以下のとおりです。

また、基金の最終事業である特別給付金の支給事務は、戦後強制抑留者の請求に対し一時金たる特別給付金を支給するもので、請求受付期間は平成 22 年 10 月 25 日から平成 24 年 3 月 31 日までであり、特別給付金の受付累計件数は 69,466 件、認定累計件数は 68,847 件でした。

なお、基金は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成 18 年法律第 119 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、平成 25 年 4 月 1 日に解散いたしました。

国民の皆様には、ご支援を賜りましてありがとうございました。

II 基本情報

1 法人の概要

(1) 法人の目的

基金は、今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者（いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等）の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的としております。（独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和 63 年法律第 66 号。以下「基金法」という。）第 4 条）

(2) 業務内容

基金は、基金法第 4 条の目的を達成するため、以下の業務を行うこととされています。（基金法第 13 条）

- ①関係者の労苦に関する資料の収集、保管及び展示
- ②関係者の労苦に関する調査研究
- ③関係者の労苦に関しての記録の作成・頒布、講演会等の実施等
- ④戦後強制抑留者に係る特別給付金の支給
- ⑤①～④に掲げるもののほか、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業
- ⑥前各号の業務に附帯する業務

なお、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成 22 年法律第 45 号）附則第 4 条の規定による改正後の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第 2 条の 2 の規定により、平成 22 年 9 月 30 日から特別給付金の支給業務以外の業務は行わないことになりました。

(3) 沿革

昭和 63 年 7 月	認可法人平和祈念事業特別基金として設立
平成 15 年 10 月	独立行政法人平和祈念事業特別基金に移行
平成 25 年 4 月 1 日	解散

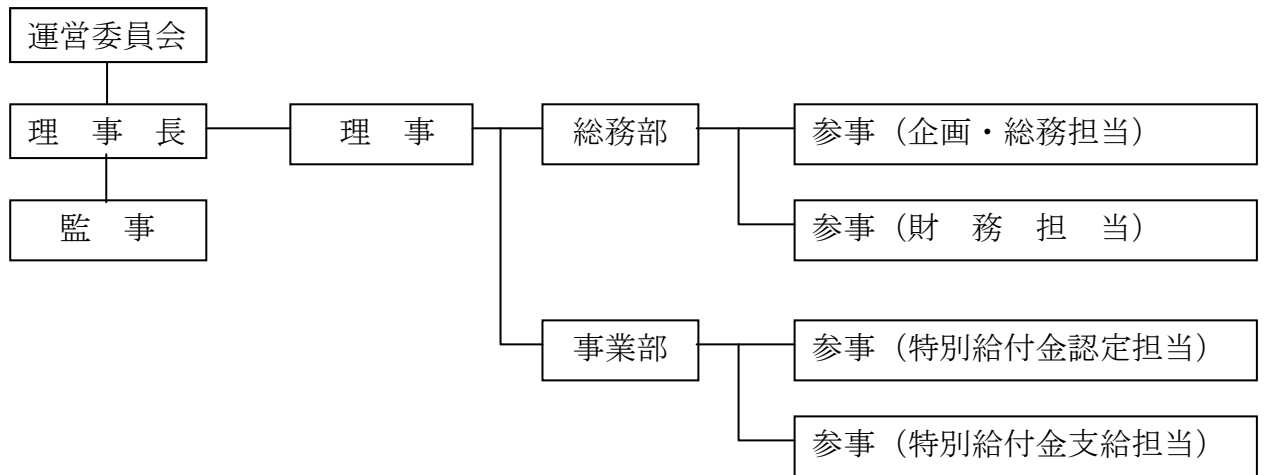
(4) 設立根拠法等

- 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和 63 年法律第 66 号）
- 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成 22 年法律第 45 号）

(5) 主務大臣（主務所管課等）

総務大臣（総務省大臣官房総務課特別基金事業推進室）

(6) 組織図



2 事務所の住所

東京都新宿区若松町 19 番 1 号 総務省第 2 庁舎

3 資本金の状況

(単位：百万円)

	区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	政府出資金	100	0	0	100	
	計	100	0	0	100	

4 役員 の 状 況

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	福井 健一	自 平成 22 年 8 月 16 日 至 平成 23 年 9 月 30 日 自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日	平成 19 年 6 月 岩谷住建(株)代表取締役 平成 21 年 10 月 岩谷住建(株)相談役 平成 21 年 11 月 退任 平成 22 年 4 月 平和祈念事業特別基金理事就任 平成 22 年 8 月 平和祈念事業特別基金理事退任 平成 22 年 8 月 平和祈念事業特別基金理事長就任
理事	大西 一夫	自 平成 22 年 8 月 16 日 至 平成 23 年 9 月 30 日 自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日	昭和 52 年 4 月 行政管理庁採用 平成 20 年 7 月 総務省中部管区行政評価局長 平成 22 年 8 月 平和祈念事業特別基金理事就任

監事（非常勤）	黒沢 文貴	自 平成 17 年 3 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日 自 平成 17 年 10 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日 自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 21 年 9 月 30 日 自 平成 21 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日 自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日	平成 12 年 4 月 東京女子大学現代文化学部教授 平成 21 年 4 月 東京女子大学現代教養学部教授
監事（非常勤）	横堀 裕之	自 平成 20 年 10 月 1 日 至 平成 21 年 9 月 30 日 自 平成 21 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日 自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日	昭和 58 年 3 月 公認会計士・税理士事務所開設

5 常勤職員の状況

常勤職員は、平成 24 年度末において 9 人で、前年度末と比較して 2 人減員、平均年齢は、51.7 歳となっています。このうち、国からの出向者は 6 人となっています。

Ⅲ 簡潔に要約された財務諸表

1 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	529	流動負債	16
現金・預金	528	未払金等	16
未収金	0		
固定資産	5	固定負債	9
有形固定資産	5	資産見返負債	5
無形固定資産	0	退職給付引当金	4
		負債合計	24
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	100
		利益剰余金	409
		純資産合計	509
資産合計	534	負債純資産合計	534

*単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	692
業務費	692
人件費	117
減価償却費	3
特別給付金等	572
経常収益(B)	718
運営費交付金収益	229
自己収入	485
その他	4
臨時損失(C)	4,452
臨時利益(D)	4,169
当期純損失(E) (B-A+D-C)	258
前中期目標期間繰越積立金(F)	230
当期総損失(E-F)	28

*単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	△627
人件費支出	△117
業務支出等	△594
自己収入等	84
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	4,003
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△4,450
III 資金増加額(又は減少額) (D=A+B+C)	△1,074
IV 資金期首残高(D)	1,602
V 資金期末残高(E=C+D)	528

*単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

4 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	4,659
損益計算書上の費用	5,144
(控除) 自己収入等	△485
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 引当外賞与見積額	△3
III 引当外退職給付増加見積額	6
IV 機会費用	1
V (控除) 法人税等及び国庫納付額	△4,450
VI 行政サービス実施コスト	212

*単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

IV 財務情報

1 財務諸表の概況

(1) 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

(経常費用)

平成 24 年度の経常費用は 6 億 9 千 2 百万円と、前年度比 40 億 9 千 8 百万円減 (85.55%減) となっております。これは、特別給付金の支給額が前年度より 38 億 8 千 7 百万円 (89.27%減) 減少したことが主な要因です。

(経常収益)

平成 24 年度の経常収益は 7 億 1 千 8 百万円と、前年度比 1 億 5 千 3 百万円増 (27.03%増) となっております。これは、平成 24 年度が中期目標期間の最終年度にあたるため、運営費交付金債務を全額収益化したことが主な要因です。

(当期総損失)

上記経常損益として 26 百万円、臨時損失として国庫納付金等 44 億 5 千 2 百万円、及び、臨時利益として特別準備金戻入益等 41 億 6 千 9 百万円、また、前中期目標期間繰越積立金取崩額 2 億 3 千万円をそれぞれ計上した結果、平成 24 年度の当期総損失は 2 千 8 百万円となっております。これは、不要財産を国庫納付したことが主な要因です。

(資 産)

平成 24 年度の資産合計は 5 億 3 千 4 百万円と、前年度比 51 億 4 千 3 百万円の減 (90.60%減) となっております。これは、不要財産を国庫納付したことが主な要因です。

(負 債)

平成 24 年度の負債合計は 2 千 4 百万円と、前年度比 44 億 2 千 2 百万円減 (99.45%減) となっております。これは、特別給付金支給事業の終了に伴い、特別準備金の残額を臨時利益に振り替えしたことが主な要因です。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成 24 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△ 6 億 2 千 7 百万円と、前年度比 39 億 8 千 8 百万円増 (86.41%増) となっております。これは、特別給付金の支給額が減少したことにより業務支出が減少したことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成 24 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは 40 億 3 百万円と、前年度比 2 億 8 千 9 百万円増 (7.78%増) となっております。これは、解散に備え保有する有価証券を売却したことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成 24 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは 44 億 5 千万円を計上しております。これは、不要財産の国庫納付を行ったため新規に計上したものです。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常費用	10,055	2,271	15,208	4,790	692
経常収益	1,284	973	592	565	718
当期総利益（又は当期総損失）	251	140	43	3	△28
資産	26,977	25,389	10,393	5,677	534
負債	5,330	3,691	8,681	4,446	24
利益剰余金（又は繰越欠損金）	481	621	664	667	409
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,537	△ 1,428	△ 14,612	△ 4,615	△ 627
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,896	14,684	3,450	3,714	4,003
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 19	△ 19	△ 2	-	△ 4,450
資金期末残高	428	13,666	2,503	1,602	528

- (※) 平成20年度に特別記念事業の申請受付が終了したことにより平成21年度は経常費用が減少している。
- (※) 平成21年度は、譲渡性預金の償還日が平成22年3月31日のため資金期末残高は増加している。
- (※) 平成22年度から特別給付金支給事業が開始されたため経常費用は増加している。
- (※) 平成23年度は、特別給付金支給事業が進捗したことにより、経常費用、資産及び負債が減少している。
- (※) 平成23年度に特別給付金の受付が終了したことにより平成24年度は経常費用が減少している。
- (※) 平成24年度は特別給付金支給額が減少したこと及び不要財産を国庫納付したことにより、経常費用及び資金期末残高がそれぞれ減少している。

(2) セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成24年度の事業損益は2億3千4百万円と、前年度比2億3千万円増（7010.35%増）となっています。これは、平成24年度に運営費交付金債務の収益化を行ったことが主な要因です。

表 事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

(単位：百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般勘定	252	142	43	3	234
労苦継承事業	213	105	42	-	-
書状等贈呈事業	0	30	0	-	-
特別記念事業	-	-	-	-	-
特別給付金支給事業	-	-	-	-	-
法人共通	38	7	1	3	234

- (※) 平成20年度の労苦継承事業は委託費の削減等により損益が改善した。
- (※) 平成20年度の書状等贈呈事業は、平成19年度に申請受付が終了したことにより事業が縮小した。
- (※) 平成21年度の労苦継承事業及び書状等贈呈事業には、事務・事業引継準備経費を建物の使用面積の割合で配分して計上している。
- (※) 平成22年9月30日において、特別給付金支給事業以外の事業を行わないこととなった。
- (※) 平成24年度は中期目標期間の最終年度であることから運営費交付金債務を全額収益化した。

(3) セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成24年度の総資産は5億3千4百万円と、前年度比51億4千3百万円減（90.60%減）となっています。
これは、不要財産を国庫納付したことが主な要因です。

表 総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般勘定	26,977	25,389	10,393	5,677	534
労苦継承事業	142	230	216	-	-
書状等贈呈事業	32	47	35	-	-
特別記念事業	5,203	3,495	-	-	-
特別給付金支給事業	-	-	9,509	4,789	423
法人共通	21,600	21,618	633	888	111

- (※) 単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。
- (※) 平成19年度から特別記念事業が開始された。
- (※) 平成22年度から特別給付金支給事業が開始された。
- (※) 平成22年9月30日において特別給付金支給事業以外の事業は行わないこととなった。
- (※) 平成24年度は不要財産の国庫納付を行ったことにより、資産が大幅に減少している。

(4) 目的積立金の申請、取崩内容等 該当ありません。

(5) 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成24年度の行政サービス実施コストは2億1千2百万円と、前年度比40億2千3百万円減（94.99%減）となっています。これは、特別給付金の支給額が減少したことにより業務費用が減少したことが主な要因です。

表 行政実施コストの経年比較

（単位：百万円）

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
業務費用	9,537	1,872	15,082	4,228	4,659
うち損益計算上の費用	10,055	2,272	15,373	4,790	5,144
うち自己収入等	△ 517	△ 400	△ 291	△ 562	△ 485
引当外賞与見積額	△ 1	1	1	△ 3	△ 3
引当外退職給付増加見積額	7	9	9	9	6
機会費用	268	279	126	1	1
（控除）法人税等及び国庫納付金	-	-	△ 165	-	△ 4,450
行政サービス実施コスト	9,811	2,161	15,053	4,236	212

- (※) 単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2 施設等投資の状況 該当ありません。

3 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区 分	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収 入	11,052	10,290	4,575	2,537	17,626	15,470	5,572	5,599	1,947	4,791	
運営費交付金	750	750	698	698	354	354	-	-	-	-	
運用収入	495	474	407	386	153	137	2	2	2	3	有価証券を売却したことによる増
臨時収入	9,807	9,066	3,470	1,453	17,118	14,979	5,571	5,595	1,945	4,788	解散に備え有価証券を売却したことによる増
その他の収入	-	0	-	-	-	-	-	1	-	1	余裕金の運用収入
支 出	11,051	10,033	4,575	2,258	17,626	15,336	5,572	5,599	1,947	5,565	
慰藉事業費	10,726	9,753	4,255	1,999	17,469	15,220	4,801	4,788	1,027	689	特別給付金にかかる経費が見込みを下回ったことによる減
一般管理費	98	72	95	66	46	36	-	-	-	-	
人件費	227	208	225	193	111	80	-	-	-	-	
国庫納付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,450	国庫納付額
翌年度への繰越金	-	-	-	-	-	-	771	811	920	426	不要財産を国庫納付したことによる減

(*)単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

4 経費削減及び効率化目標との関係

人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成24年度もこれに準じ、人員削減及び超過勤務の縮減で44百万円の削減を行いました。

(単位：百万円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金額	比率	金額	比率
人件費	145	100.0%	101	69.9%

(注) 人件費の範囲は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する費用のみである。

V 事業の説明

1 財源構造

平成 24 年度基金の経常収益は 717,816 千円で、その主な内訳は、運営費交付金収益 228,533 千円、運用収入 2,952 千円、財務収益 482,418 千円等となっています。

このほか、臨時利益として特別給付金支給事業に係る収入益（特別準備金戻入益）207,850 千円及び特別給付金支給事業終了に伴う戻入益 3,961,080 千円となっています。

2 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

特別給付金支給事業

① 特別給付金の支給

特別給付金の支給事務は、昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者（平成 22 年 6 月 16 日において日本国籍を有する者）の請求に対し、一時金たる特別給付金を支給するものです。請求受付期間は、平成 22 年 10 月 25 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間とされています。

特別給付金の受付累計件数は 69,466 件であり、認定累計件数は 68,847 件（支給総額約 193 億円）となり、推計を大きく上回り終了しました。

② 特別給付金支給事業の給付金支給状況等の周知

特別給付金支給状況（受付件数、認定件数、振込件数）を毎月速報値により更新し、請求受付の終了（平成 24 年 3 月 31 日）に伴い、その旨をホームページに掲載してその周知を図りました。

③ 標準審査期間の設定

標準審査期間を、「特別給付金請求のご案内」を受けて請求してきた者については 1 か月、それ以外の者については 3 か月としています。

- ・ 標準審査期間を 1 か月とするもの

平成 24 年度における受付件数は、81 件であり、そのうち、63 件については 20 日以内に処理しており、標準審査期間内の処理率は、100.0%となっています。

- ・ 標準審査期間を 3 か月とするもの

平成 24 年度における受付件数は 353 件であり、そのうち、178 件については 1 か月以内に、171 件については 2 か月以内に処理しており、標準審査期間内の処理率は、100.0%となっています。

④ 申請者への通知

平成 24 年度においては、「認定通知書」を 1,651 人に、「却下通知書」を 156 人に対して送付しました。通知書は、認定後 1 週間で発送しています。

なお、特別給付金支給事業の財源は、特別準備金（平成 24 年度 207,850 千円）と財務収益（平成 24 年度 481,646 千円）となっています。

決 算 報 告 書

平成24事業年度

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収 入				
運 用 収 入	1,700,000	2,951,612	1,251,612	有価証券を売却したことによる増
臨 時 収 入	1,945,437,000	4,787,545,385	2,842,108,385	解散に備え有価証券を売却したことによる増
そ の 他 の 収 入	0	772,362	772,362	余裕金の運用収入
計	1,947,137,000	4,791,269,359	2,844,132,359	
支 出				
慰 藉 事 業 費	1,027,250,000	689,111,908	▲ 338,138,092	特別給付金にかかる経費が見込みを下回ったことによる減
国 庫 納 付 金	0	4,450,000,000	4,450,000,000	国庫納付額
翌年度への繰越金	919,887,000	425,775,661	▲ 494,111,339	不要財産を国庫納付したことによる減
計	1,947,137,000	5,564,887,569	3,617,750,569	

(注) 損益計算書の計上金額と決算額の集計区分の相違の概要

臨時収入は、有価証券の売却収入等であり、損益計算書における財務収益のうち、特別受取利息、特別有価証券利息及び特別有価証券売却益が含まれる。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日


総務大臣 新藤義孝殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

加藤 暢一 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

近藤 浩明 

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に準じて、独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第10期事業年度の損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。以下同じ。）について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人平和祈念事業特別基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報に記載のとおり、独立行政法人は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成18年法律第119号)附則第2条第1項の規定により、平成25年4月1日に解散したが、同条第2項の規定により、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、解散することによる影響を財務諸表には反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<通則法が要求する損失の処理に関する書類(案)及び決算報告書に対する意見>

当監査法人は、通則法第39条の規定に準じて、独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第10期事業年度の損失の処理に関する書類(案)及び決算報告書について監査を行った。

損失の処理に関する書類(案)及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した損失の処理に関する書類(案)を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、損失の処理に関する書類(案)が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

通則法が要求する損失の処理に関する書類(案)及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次の通りである。

- (1) 損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<事業報告書に対する報告>

当監査法人は、通則法第39条の規定に準じて、独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第10期事業年度の事業報告書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書(会計に関する部分に限る。)が独立行政法人平和祈念事業特別基金の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上